

コーポレートガバナンス

当行では、経営の透明性と健全性を高めるため、執行役員制度を採用して取締役会の機能の分化と強化を図るとともに、社外の方々のご意見を経営に反映させています。

業務執行の監督

当行では、取締役会の「経営の重要事項を決定する機能」と「業務の執行を監督する機能」のうち、特に後者を重視しており、執行役員制度を採用して「業務執行機能」を分離する一方、取締役会の議長である取締役会長は執行役員を兼務せず、主として業務執行の監督にあたっています。

また、取締役会の内部に「リスク管理委員会」「報酬委員会」および「人事委員会」という3つの委員会を設けて取締役会の機能を補完していますが、それぞれ公認会計士、弁護士である2名の社外取締役に、3委員会すべての委員(報酬委員会については委員長を含む)にご就任いただいており、業務の執行から離れた客観的な立場での審議が可能な体制としています。

各委員会は取締役会の委嘱を受け、以下の事項について審議のうえ、取締役に報告することとなっています。

リスク管理委員会

リスク管理およびコンプライアンスに関する次の事項

1. 総合的なリスク管理の方針および体制に関する事項
2. 市場リスク・流動性リスク管理の方針および体制に関する事項
3. 信用リスク管理の方針および体制に関する事項
4. その他経営に重大な影響を与えうる異例な事項

報酬委員会

取締役および執行役員に関する次の事項

1. 報酬および賞与に関する事項
2. ストックオプションの付与に関する事項
3. その他報酬に関する重要事項

人事委員会

1. 取締役候補者の選定に関する事項
2. 役付取締役の選任および代表取締役の選任に関する事項
3. その他取締役の人事に関する重要事項

業務執行体制

一方、業務執行については、取締役会において選任された執行役員がこれを担当しており、平成14年6月末現在、頭取をはじめ66名が執行役員として委任を受けています(うち13名は取締役を兼務)。

業務執行に関する最高意思決定機関である経営会議は、頭取が主宰し、頭取の指名する執行役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、経営会議を構成する役員間で協議を行ったうえで、頭取がその採否を決定しています。

また、頭取は、経営会議を構成する役員の中から、本社部門に属する本店各部、および業務部門に属する特定の審査各部の分掌を担当する「担当役員」と、各業務部門を統括する「統括責任役員」とを指名し、経営会議で決定された範囲内の事項について、それぞれの職務分掌に基づく業務執行を委ねる体制となっています。

アドバイザーボード

前記のとおり、社外取締役に取締役会やその内部委員会において、業務執行の監督に重点を置いた審議をお願いしていますが、さらに、社外の方々から経営全般にわたり幅広くアドバイスを頂戴するため、取締役会長および頭取の諮問機関として、「アドバイザーボード」を設置しています。